○中国地方整備局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　鳥取県

二　都市計画事業の種類及び名称　米子境港都市計画道路事業三・五・十号目久美町石井線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月十六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　鳥取県米子市目久美町並びに美吉字天場、字古堤、字向大割及び字向中割地内

使用の部分　鳥取県米子市目久美町地内

○中国地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　鳥取県

二　都市計画事業の種類及び名称　米子境港都市計画道路事業三・五・十七号葭津和田町線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月十六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　鳥取県米子市和田町字西広場、字西美保、字横道西、字東美保、字横道東、字東荒山、字高稲子、字元屋敷、字南高稲子、字曲り沢、字イガラ沢、字堂前及び字塚灘地内

使用の部分　鳥取県米子市和田町字高稲子地内

○四国地方整備局告示第九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から専任の管理者および評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十四年四月十六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　登録番号

四国地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

社団法人　高知県建設技術公社

三(1)　専任の管理者

変更前	山中　拓二
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十四年三月三十一日

四(1)　専任の管理者

変更前	
変更後	佃　俊宏

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

五(1)　評価員の氏名

変更前	山中　拓二
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十四年三月三十一日

六(1)　評価員の氏名

変更前	
変更後	坂井　秀壽

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

○四国地方整備局告示第九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十四年四月十六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　登録番号

四国地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　愛媛建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	武田　弘、岸田　邦彦
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十四年三月三十一日

○九州地方整備局告示第九十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十六日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社協栄コンサルタント

二　住所

福岡県北九州市小倉北区堺町二丁目一番一号

三　代表者氏名

代表取締役　原田　清

四　登録年月日

平成二十四年四月一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社協栄コンサルタント　福岡県北九州市小倉北区堺町二丁目一番一号